

演題発表における倫理的配慮について

I. 倫理的配慮

1) 個人情報の取扱いについて

発表演題において、患者個人情報に抵触する可能性のある内容を含む場合は、患者あるいはその代理人からインフォームド・コンセントを得たうえで、患者個人情報が特定されないように十分に注意して発表してください。個人情報が特定される発表はご遠慮ください。

2) 研究内容の倫理委員会承認について

ヒトを対象とした研究については ヘルシンキ宣言（2000年10月エジンバラ改訂）に基づき、所属機関の倫理委員会の承認を得たうえでご発表ください。

<ヘルシンキ宣言>（日本医師会訳）

<http://dl.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf>

3) 演題応募の抄録には必ず、倫理的配慮をご記載ください。

<倫理的配慮に関する例文>

- (1) 本研究参加者には、研究目的、方法、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、及び、個人情報の保護について、文書と口頭で説明を行い、書面にて同意を得た。
- (2) 発表にあたり、患者の個人情報とプライバシーの保護に配慮し、家族から書面にて同意を得た。
- (3) 本研究は、倫理委員会の承認を得て、患者が特定されないよう配慮した。
- (4) 本研究は、医療機関情報及び患者の個人情報を匿名加工することによって、患者が特定されないよう配慮した。